

平成25年5月23日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、16都道府県の29人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 16都道府県 29人

(東京都6、神奈川県1、千葉県2、埼玉県2、京都府1、兵庫県1、和歌山県3、奈良県1、静岡県1、福井県1、岐阜県2、岡山県2、宮崎県1、北海道3、愛媛県1、徳島県1) 数字は人数

※ 岐阜県での強制執行の実施予告は初。

※ 支払期限 平成25年5月31日